

## 仕様書

### 1 件名

「青少年健全育成鶴見区民大会」における舞台・照明・音響管理業務委託

### 2 業務概要

「青少年健全育成鶴見区民大会」において、当日、本仕様書記載の業務が実施可能な技術者を複数名配置し、司会進行時、来賓等挨拶時及び講師講演時における舞台・照明・音響管理を行う。

### 3 契約期間

契約締結日から令和8年7月15日（水）まで

### 4 青少年健全育成鶴見区民大会開催日時

令和8年7月5日（日）9:30～17:00

※大会当日の約1ヶ月前に、鶴見区民センター施設管理者と事前打ち合わせを行います。

### 5 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目04-03-04（展示・音響・舞台照明・操作等）で登録されていなければならない。

### 6 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

### 7 履行場所

つるみ日建ホール(鶴見区民センター大ホール)（大阪市鶴見区横堤5-3-15）

### 8 業務内容

#### (1) 事前業務

- 使用設備、備品の持ち込みや機材等の確認、舞台進行について、発注者・受注者・鶴見区民センター施設管理者との事前打ち合わせ  
日程：令和8年6月1日（月）10:30～16:30の間の1時間（時間は契約締結後調整するものとする）

#### (2) 大会開催日

- 照明調整、調光装置等の調整
- 舞台音響設備等の調整
- 舞台吊り物設置、舞台上設置物の設置

- タイムスケジュール等（別紙参考）に基づき舞台設備、音響設備、照明設備の操作
- 来客、出演者の安全管理面の指示
- 非常時の対応（壇上、会場内からの避難誘導等）
- 大会終了後、使用した設備、備品の数量を確認し、所定の場所へ撤去格納作業及び破損等の点検。使用した設備・備品等について区民センターへ報告する。

## 9 業務報告等

- (1) 受注者は、業務終了後、報告書を作成し、業務終了後の 10 日以内までに発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、業務終了後、鶴見区民センターから求められる必要な届出を提出すること。

## 10 経費および損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

## 11 関係法令等の順守

受注者は、本業務が大阪市の事務又は事業を実施する事業者であることから障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 12 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議の上決定する。
- (3) 「青少年健全育成鶴見区民大会」が事前に中止となった場合の取扱については双方協議の上決定する。中止決定連絡が開催 2 週間前までであればキャンセル料はかからないものとする。それ以降に中止決定連絡を行った場合の取扱については双方協議の上決定する。

## 13 担当

鶴見区役所 市民協働課 教育担当 （担当者：黒田・加藤）

住所 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号 （電話番号 06-6915-9734）

【別紙：タイムスケジュール案】

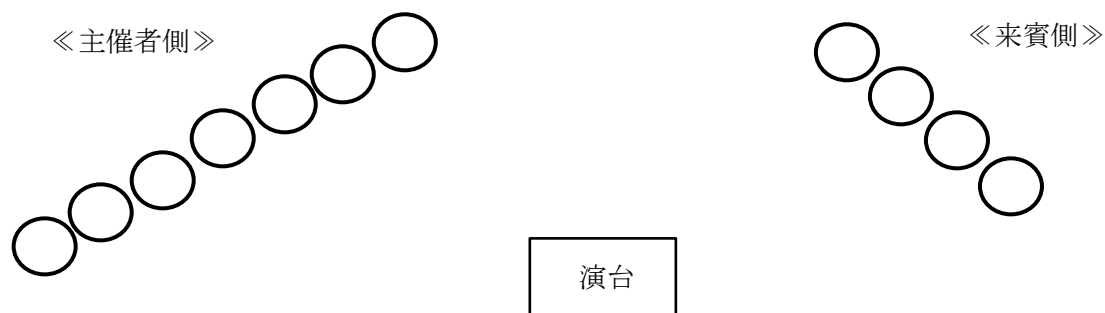
令和8年7月5日（日）「青少年健全育成鶴見区民大会」タイムスケジュール

時間	事項
9：30	集合・設営開始
13：00	開場（受付開始）
13：30	開会式（あいさつ）
13：45	舞台転換
13：50	講演開始
14：50	講演終了
	大会宣言
15：00	閉会
	撤収作業
17：00	撤収終了

青少年健全育成鶴見区民大会 舞台設営図（①挨拶時）（案）

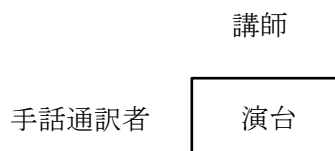
【吊り看板】 青少年健全育成鶴見区民大会（舞台中央付近）

舞台袖：影アナ



青少年健全育成鶴見区民大会 舞台設営図（②講演時）（案）

吊り看板は下げたまま、講演資料はスクリーンに映す



青少年健全育成鶴見区民大会 舞台設営図（③大会宣言）（案）

大会宣言者

演台

司会者 手話通訳者



ございます。

私、本日の司会を担当させていただきます〇〇でございます。

大会進行がスムーズに運びますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は、手話通訳を〇〇さんをお願いしております。

それでは、始めに主催者であります「鶴見区青少年育成推進会議 〇〇会長」よりご挨拶申し上げます。

会長 演台へ登壇【あいさつ】

ありがとうございました。

青少年健全育成推進会議は、青少年の健全育成のため、鶴見区の各地域活動協議会・PTA 協議会・青少年指導員協議会などをはじめ多数の団体で構成されています。構成団体については、資料をご覧ください。

それでは、鶴見地区保護司会を代表しまして「〇〇鶴見地区保護司会会長」からご挨拶を申し上げます。

会長 演台へ登壇【あいさつ】

ありがとうございました。

引き続きまして、「〇〇鶴見区長」よりご挨拶申し上げます。

区長 演台へ登壇【あいさつ】

ありがとうございました。

引き続きまして、日頃より青少年の健全な育成を最前線で担  
っておられます「〇〇鶴見警察署長」よりご挨拶を頂戴いたし  
ます。

警察署長 演台へ登壇【あいさつ】

ありがとうございました。

来賓・主催者紹介

ご来賓の皆様には、ご多忙にもかかわらず、ご臨席賜り  
厚くお礼申し上げます。皆様方には、大きな拍手で敬意を表し  
てくださるようお願い申し上げます。

(一同拍手)

それではこの後、講演準備を行いますので、今しばらくお  
待ちいただきますようお願い申し上げます。

緞帳 (下げ)

(来賓・主催者退席・講演会準備)

(本ベル)

緞帳 (上げ)

次は記念の講演に移らせていただきます。講演中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

13 : 50

【講演 開始】

14 : 50

【講演 終了】

長時間にわたるご講演、どうもありがとうございました。

皆様の拍手で感謝の意を表したいと思えます。ありがとうございました。

(一同拍手・講師退席)

それでは、大会宣言にまいります。

プログラムの内側に、大会宣言を掲げてございます。宣言は、鶴見区青少年指導員協議会 会長 ○○様にお願いいたします。

会長 座席より、登壇【大会宣言】

皆様の拍手をもって、大会宣言のご確認をお願いいたします。

(一同拍手)

どうもありがとうございました。私たちは、本日の大会で、

青少年の健全育成活動に積極的に取り組んでいくことを確認いたしました。これからも皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。〇〇会長ありがとうございました。

(会長降壇、着席を待って次へ進む)

以上をもちまして、令和8年度「青少年健全育成鶴見区民大会」を終わらせていただきます。

最後に、受付でお配りした「区民大会」のアンケートにご協力をお願いします。ご記入いただきましたら、お帰りの際、回収箱へ入れていただきますようお願い申し上げます。

皆様、最後まで大会進行にご協力いただき、ありがとうございました。

この後、構成団体の皆様につきましては、撤収作業のお手伝いに、ご協力お願い申し上げます。

《 (司会者) 退席 》

《 閉 会 》

15 : 00 終了

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

## 再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。